

人事行政の運営状況

☎人事課人事係(☎5722-9650、☎3715-8852)、
職員数の状況は人事課制度・定数係(☎5722-9654、☎3715-8852)

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、区職員人事の運営状況などをお知らせします。

◎は4年4月1日現在 ◆は5年4月1日現在

冊子「目黒区人事行政の運営等の状況について」は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階人事課で配布するほか、区(コード①)でご覧になれます。



●職員の任免・再任用

単位：人

職員	採用(4年4月2日～5年4月1日)	事務	福祉	技術	技能 労務	幼稚園 教諭	計
	56	19	9	3	1	88	
	49	33	10	14	2	108	
再任用(◆)	フルタイム	55	16	14	29	1	115
	短時間	48	18	5	23	0	94

●職員数

各年4月1日現在、単位：人、▲はマイナス

部門・区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	4年	5年			
議会	13	13	0		
総務	362	370	8	増：区施設見直し事業の推進、広報デザインクリエイティブの向上、地方税共同機構派遣への新規派遣	
税務	80	80	0		
民生	817	818	1	増：子育て世帯給付金事業への対応、システム標準化対応、子ども家庭支援センター強化 減：学童保育クラブ3カ所の民営化	
衛生	258	250	▲8	増：保健所組織見直し事業の推進 減：新型コロナウイルス感染症対策の見直し	
労働	1	1	0		
商工	15	16	1	増：プレミアム付き商品券事業推進	
土木	216	217	1	増：学校施設見直し対応、木造住宅密集地域内の公園整備などの推進	
計	1,762	1,765	3		
教育部門	191	192	1	増：学校施設更新計画推進、学校教職員人事調整担当配置、特別支援教育の充実	
小計	1,953 (120)	1,957 (93)	4 (▲27)		
公営企業等会計	国民健康保険事業会計	45	45	0	
	後期高齢者医療介護保険	13	13	0	
	介護保険	50	50	0	
	小計	108 (3)	108 (1)	0 (▲2)	
合計	2,061 (123)	2,065 (94)	4 (▲29)	(参考)人口1万人当たり職員数 73.95人	

※職員数は一般職に属する職員数(再任用フルタイム勤務職員を含む)であり、地方公務員の身分を保有する退職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、特別職非常勤職員・会計年度任用職員を除く
※()内は再任用短時間勤務職員数で、小・合計に含まない

●職員の服務・勤務条件

服務に関する義務 職務に専念する義務などが地方公務員法で規定
勤務時間(標準的なもの) 8:30～17:15(休憩時間60分間を含む)
休暇 年次有給休暇、病気休暇などを、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例で規定

●人事評価の実施

職員の能力・職務能率の向上を目的に、業務実績や職務遂行能力・態度などについて、毎年1回定期評価を実施し、人事・給与面に反映させています。

●職員の分限・懲戒処分(4年度)

分限(心身の故障など)	免職0人	休職68人	降任0人	降給0人
懲戒(法令違反など)	免職0人	停職0人	減給0人	戒告0人

●職員の研修(4年度)

区独自の研修(32講座5,288人)や、23区が合同で設置した特別区職員研修所での共同研修(87講座609人)、他の研修機関への派遣研修や各職場で外部の講師を依頼する職場研修(42講座185人)に参加しました。

●職員の福利厚生

東京都職員共済組合など 東京都職員共済組合と公立学校共済組合による職員の健康保険や年金事業、特別区職員互助組合による組合員のライフプランと自己啓発への支援、目黒区職員互助会による給付・貸し付け・文化体育事業などを行っています。

被服貸与 職務遂行のために必要な被服を貸与しています。

健康管理 年1回の定期健康診断・ストレスチェック、安全衛生委員会による職場の安全衛生を確保する取り組みを実施しています。

公務災害補償 公務中の傷病や通勤途上での負傷は、地方公務員災害補償法に基づき、補償しています。

風水害対策指定職員家賃助成 水防活動に従事し、要件を満たす職員に、住居手当とは別に家賃助成を行う取り組みを実施しています。4年度の助成対象者は46人でした。

●職員の給与

職員給与は、特別区人事委員会が民間企業の給与や物価の動向、生計費の状況などを調査した上で適正な給与を勧告し、これを受けて区長が条例案を提出し、区議会の審議を経て決まります。

人件費(4年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(◆)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)3年度人件費率
279,251人	1,235億9,655万円	212億4,212万円	17.19%	16.97%

給与費(4年度普通会計決算)

職員数(A) (◎)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,953人	67億330万円	27億578万円	31億6,119万円	125億7,027万円	644万円

※人件費・職員給与費は四捨五入しているため合計額などと一致しません
※再任用短時間勤務職員は、上記の給与算定に含まない
※職員数は一般職に属する職員数であり、退職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、特別会計の計上職員、特別職非常勤職員・会計年度任用職員を除く
※職員手当は退職手当を含まない

平均給料・給与・年齢

区分	平均給料	平均給与	平均年齢
一般行政職	月額296,763円	月額429,047円	39.7歳
技能労務職	月額286,523円	月額379,444円	51.9歳

※平均給与は給料と諸手当(期末勤勉手当・退職手当・寒冷地手当を除く)を含む
※一般行政職は、税務、福祉、医師・医療技術、看護・保健、技能労務、教育職に相当する職を除く常勤職員

初任給

I類(大学卒程度)	188,200円	Ⅲ類(高校卒程度)	152,100円
-----------	----------	-----------	----------

経験年数別・学歴別平均給料月額

経験年数	10年					20年					25年					30年								
	大学卒		高校卒		技能労務職		大学卒		高校卒		技能労務職		大学卒		高校卒		技能労務職		大学卒		高校卒		技能労務職	
一般行政職	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円	265,374円	237,300円
技能労務職	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円	204,520円

※経験年数は採用前の職歴などを加算した年数を含む
※対象者が少ない場合は近似経験年数を含めた平均給料月額を掲載

職員手当

毎月支給	扶養手当	配偶者	6,000円		
		父母など	各6,000円		
		子(22歳に到達後最初の3月31日まで)	各9,000円		
		16～22歳の子に対する加算	各4,000円		
地域手当(4年度)	支給額(全職員対象)	平均支給年額	698,837円		
		(給料+扶養手当+管理職手当)×20.0%			
		年齢要件	单身赴任手当受給なし 单身赴任手当受給あり		
		27歳まで	27,000円	13,500円	
住居手当	32歳まで	17,600円	8,800円		
	33歳以降	8,300円	4,100円		
	通勤手当	1カ月当たりの支給限度額	55,000円		
勤務実績に支給	時間外勤務手当(4年度)	支給総額	813,551,084円		
	特殊勤務手当(4年度)	平均支給年額	83,617円		
臨時支給	期末・勤勉手当(ボーナスに相当。合計月数を年2回に分けて支給)	区分	期末手当	勤勉手当	合計
		一般職員	2.40(1.35)月分	2.15(1.05)月分	4.55(2.40)月分
		管理職員	2.00(1.15)月分	2.55(1.25)月分	4.55(2.40)月分
		※()内は再任用職員の支給月数 (参考)5年特別区人事委員会勧告内容 合計4.65(2.45)月分			
退職時に支給	退職手当	区分	普通退職	定年退職	
		最高限度支給月数	39.75月分	47.70月分	
		1人当たりの平均支給額(特別職を除く)	13,661,636円(4年度退職者の平均額)		

特別職の給料・報酬

区分	給料月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
区長	1,055,000円	3.40月分(年2回に分けて支給)	議長	902,000円	3.35月分(年2回に分けて支給)
副区長	844,000円		副議長	789,000円	
教育長	738,000円		議員	596,000円	
代表監査委員	628,000円				

●職員の退職管理

地方公務員法では、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の特定の職務に関して、現職職員に働き掛けをすることを禁止しています。

区は、職員倫理条例により、職員に対する公正な職務遂行を損なう行為の要求を禁止しています。また契約及び許認可等の業務に対する働きかけに関する取扱要綱により、働き掛けの内容を記録・公表することで、全職員が汚職や不正に関わることの未然防止に積極的に取り組んでいます。

●職員の利益保護の状況(4年度。特別区人事委員会からの報告事項)

区分	前年度からの継続件数(A)	請求件数(B)	完結件数(C)	翌年度継続件数(A+B-C)
勤務条件に関する措置要求	0件	0件	0件	0件
不利益処分に関する審査請求	15件	0件	0件	15件